

○白井市附属機関条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第3条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長を置かない附属機関にあっては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（委員の委嘱等）

第4条 委員は、市長（教育委員会の所管に属する附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。）が委嘱又は任命する。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

（専門委員等）

第5条 前条の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員（以下「専門委員等」という。）を置くことができる。

- 2 専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

（会議）

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなけ

れば開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第7条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(略)

別表 (第2条関係)

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市空家等対策協議会	(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)第7条第1項に基づく白井市空家等対策計画の変更及び実施に関する事項について協議すること。 (2) 特定空家等(空家法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)の判断基準の作成及び改定等に関する事項について協議すること。 (3) 特定空家等の判定及び措置の方針その他必要な事項について協議すること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市の職員	10人以内	3年